



第125回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
テラススクエア3階 TKPガーデンシティ
PREMIUM神保町 プレミアムガーデン

書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使期限

2026年6月25日（木）午後5時15分まで
※詳細につきましては、3・4頁をご参照ください。

目次

| | |
|------------------|----|
| 第125回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 議決権行使についてのご案内 | 3 |
| 『株主総会ポータル®』のご案内 | 4 |
| 株主総会参考書類 | |
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 6 |
| 第2号議案 取締役6名選任の件 | 7 |
| 事業報告 | 13 |
| 連結計算書類 | 36 |
| 計算書類 | 40 |
| 監査報告書 | 45 |

▶第125回定時株主総会におきまして、お土産の配付は予定していません。何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。



株主総会
ポータル

スマートフォンでらくらく！
招集通知の開票も、議決権行使も
QRコードを1つ読み取れば、
どちらも簡単に済ませることができます。

東海運株式会社

証券コード：9380

証券コード：9380
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位



東京都中央区晴海一丁目8番12号
東 海 運 株 式 会 社
代表取締役社長 松 井 伸 介

第125回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第125回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトを含む以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

| | |
|---|--|
| <p>当社ウェブサイト https://www.azumaship.co.jp/ir/stock/meeting.html</p> |  |
| <p>東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス） https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 東証ウェブサイトにおいては、銘柄名（東 海運）又は証券コード（9380）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類 / PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。</p> |  |
| <p>株主総会ポータル®（三井住友信託銀行） https://www.soukai-portal.net 同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取るか、「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。 ※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。</p> | |

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができませんので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日(木曜日)午後5時15分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

| | |
|----------------------------|---|
| 1 日 時 | 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2 場 所 | 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 テラススクエア3階 TKPガーデンシティPREMIUM神保町 プレミアムガーデン （末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3 目的事項 報告事項 決議事項 | (1) 第125期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第125期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 |
| 4 議決権行使 についての ご案内 | (1) 書面（郵送）による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前頁に記載の行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。 (2) インターネットによる議決権行使の場合 4頁に記載のご案内をご確認のうえ、前頁に記載の行使期限までに議決権を行使してください。 (3) 3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」もあわせてご参照ください。 |
| 5 その他本招 集ご通知に 関する事項 | (1) 次回以降に書面での資料送付を希望される方は、書面交付請求について当社株主名簿管理人の三井住友信託銀行、又はお取引の証券会社までお問い合わせください。基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、法令及び当社定款の定めに従い、電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。 (2) 電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、本招集ご通知及び電子提供措置事項を記載した書面には記載しておりません。 ・連結計算書類の「連結注記表」 ・計算書類の「個別注記表」 なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知に記載しております各書類のほか、上記書類も含まれております。 |

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つがございます。




株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時
（受付開始:午前9時）




インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時15分入力完了分まで



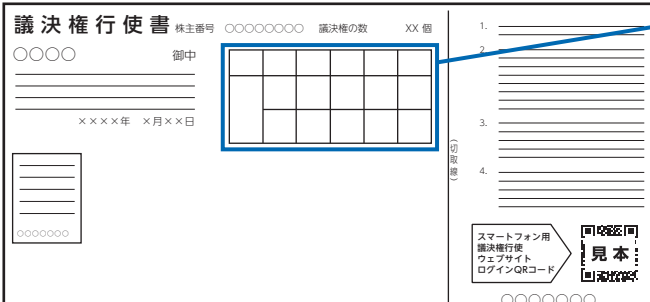
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時15分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

『株主総会ポータル[®]』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。

POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使
書用紙に記載のQRコード[®]を読み取り簡
単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

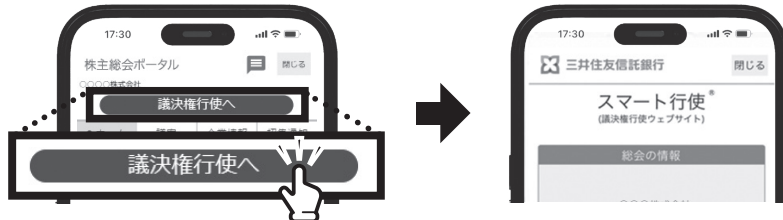
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。
議案を確認後、そのまま議決権行使が
可能です。



インターネットによる議決権行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時15分まで

PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

《議決権行使方法》

ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとし、また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、収益状況及び株主還元を踏まえ、安定的な配当の継続性を確保しつつ、経営体質の強化及び将来の事業展開等を総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、期末配当金につきましては、1株当たり5円といたしたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、すでにお支払いしております中間配当金3円を含め、1株当たり8円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額140,951,585円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

第2号議案

取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、社外取締役3名を含む取締役全員（6名）の任期が満了いたします。

つきましては、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 地位 | 担当等 |
|-------|--------------------|----------|-------------------------------|
| 1 | まつい しんすけ 松井 伸介 | 再任 | 代表取締役社長 監査部管掌 |
| 2 | ながやま けんいち 永山 賢一 | 再任 | 取締役 常務執行役員 経営企画部、経理部担当 |
| 3 | たやま とおる 田山 徹 | 新任 | 常務執行役員 営業戦略部、 国際事業推進部担当 |
| 4 | よしだ みのる 吉田 稔 | 再任 社外 独立 | 取締役 |
| 5 | かつみ かずひろ 勝海 和弘 | 再任 社外 独立 | 取締役 |
| 6 | すずき すみこ 鈴木 澄子 | 新任 社外 独立 | — |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式の数 |
|---|-------------------------------------|--|---------------------|
| 1 | まつ い しん すけ 松井伸介 (1963年10月20日) | 1988年4月 当社入社 2008年10月 当社環境事業室長 2010年7月 当社営業企画部長 2016年4月 当社九州事業部長 2017年4月 当社執行役員九州事業部長 2018年4月 当社執行役員海運事業部長 2018年6月 当社取締役執行役員海運事業部長 2019年10月 当社取締役執行役員 2021年4月 当社取締役常務執行役員 2022年4月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 【管掌】 監査部 | 9,600株 |
| [取締役候補者とした理由] 当社の営業部門及び事業部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2018年、当社取締役執行役員に就任し、取締役常務執行役員を経て、2022年4月より代表取締役社長に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていけるものと判断しております。 | | | |
| 2 | なが やま けん いち 永山賢一 (1968年4月10日) | 1992年4月 当社入社 2012年1月 当社経理部長 2020年4月 当社企画管理部長 2022年4月 当社執行役員企画管理部長 2024年4月 当社常務執行役員 2025年6月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る) 【担当】 経営企画部、経理部 | 5,300株 |
| [取締役候補者とした理由] 当社の財務・会計部門、経営企画部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2025年6月より当社取締役常務執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていけるものと判断しております。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|--|---|---|-------------|
| 3 | <p style="text-align: center;">た やま とおる 田 山 徹 (1967年6月26日)</p> | <p>2005年 9月 当社入社 2015年 4月 当社国際事業部長 2017年 4月 当社営業本部国際営業部長 2020年 1月 当社海外企画部長 2023年 4月 当社執行役員海外企画部長 2024年 4月 当社常務執行役員 (現在に至る) 【担当】 営業戦略部、国際事業推進部</p> | 3,200株 |
| <p>[取締役候補者とした理由] 当社の営業部門、海外部門及び海外子会社の経営において、豊富な業務経験と知識を有しており、当社の取締役として、その知見を活かしていただけるものと判断しております。</p> | | | |
| 4 | <p style="text-align: center;">よし だ みのる 吉 田 稔 (1958年11月27日)</p> | <p>1982年 4月 株式会社第一勧業銀行入行 2007年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 トランザクション業務管理部長 2010年 8月 みずほインターナショナルビジネスサービス 株式会社上席執行役員 2016年 4月 みずほビジネスパートナー株式会社常勤監査役 2020年 6月 同社顧問 2022年 6月 当社取締役 (現在に至る)</p> | 0株 |
| <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 長年にわたる金融機関での豊富な業務経験や監査業務等の経験を通して、企業財務・会計・国際業務に関する幅広い見識を有しており、客観的な視点から経営全般の意思決定をサポートしていただくことを期待しております。なお、2022年より当社社外取締役に就任しており、引き続き、当社の社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式の数 |
|--|--------------------------------------|--|---------------------|
| 5 | かつ み かず ひろ 勝 海 和 弘 (1961年3月1日) | 1983年4月 大阪商船三井船舶株式会社入社 2013年6月 商船三井興産株式会社取締役執行役員 2016年4月 MOLエンジニアリング株式会社取締役 2019年6月 同社常務取締役 2021年4月 MOLマリン&エンジニアリング株式会社 常務取締役 2022年4月 同社取締役常務執行役員 2022年6月 当社取締役 (現在に至る) | 0株 |
| [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 当社と同業界において長年にわたる豊富な業務経験と知識を有しているほか、企業経営に携わってきた経営経験を有しており、客観的な視点から経営全般の意思決定をサポートしていただくことを期待しております。なお、2022年より当社社外取締役に就任しており、引き続き、当社の社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 | | | |
| 6 | すず き すみ こ 鈴木 澄子 (1975年11月28日) | 2001年4月 みすず監査法人(当時の商号:中央青山監査法人)入所 2004年4月 公認会計士登録 2007年1月 鈴木公認会計士事務所開設(現在に至る) 2007年4月 税理士登録 2020年7月 公益財団法人国際人材育成機構評議員 (現在に至る) 2021年6月 一般財団法人日本緑化センター監事 2024年6月 株式会社群馬銀行社外監査役 (現在に至る) | 0株 |
| [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 長年にわたる公認会計士及び税理士としての企業財務・会計分野に関する豊富な業務経験を通して、高度な専門知識と幅広い見識を有していることから、取締役として、客観的な視点から経営全般の意思決定をサポートしていただくことを期待しております。 | | | |

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.候補者吉田稔氏、勝海和弘氏及び鈴木澄子氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
- 3.候補者吉田稔氏、勝海和弘氏は、社外取締役（再任）候補者であり、候補者鈴木澄子氏は社外取締役（新任）候補者であります。
なお、吉田稔氏及び勝海和弘氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として既に届け出ており、本定時株主総会において再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
また、本定時株主総会において鈴木澄子氏の選任が承認された場合には、同様に独立役員として届け出る予定であります。
- 4.候補者吉田稔氏及び勝海和弘氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年であります。
- 5.当社と候補者吉田稔氏及び勝海和弘氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、600万円又は同法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額に限定するものとしております。
なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限るものとしております。
両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
また、本定時株主総会で候補者鈴木澄子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
- 6.当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。本定時株主総会で再任が承認された場合、再任する候補者はすでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、本定時株主総会で候補者田山徹氏及び鈴木澄子氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(ご参考) 第125回定時株主総会後の経営体制

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の経営体制は、以下のとおりであります。

| 氏名 | 役職 | 社外 | 独立 | 特に期待する分野・スキル | | | | | | |
|--------|-----------|----|----|--------------|-----|------|----|-------|-------------|--------------|
| | | | | 企業経営 | 国際性 | 事業戦略 | 営業 | 財務・会計 | 法務・コンプライアンス | サステナビリティ・ESG |
| 松井 伸介 | 代表取締役社長 | | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 永山 賢一 | 取締役常務執行役員 | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 田山 徹 | 取締役常務執行役員 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 吉田 稔 | 取締役 | ● | ● | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| 勝海 和弘 | 取締役 | ● | ● | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 鈴木 澄子 | 取締役 | ● | ● | ○ | | | | ○ | ○ | ○ |
| 後藤 重人 | 常勤監査役 | ● | | | | | | ○ | ○ | ○ |
| 志々目 昌史 | 監査役 | ● | ● | | | | | | ○ | |
| 三塚 一彦 | 監査役 | ● | ● | ○ | | | | ○ | ○ | |
| 前田 安彦 | 監査役 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |

※ 上記は、各役員に特に期待する分野・スキルであり、各役員の有するすべてのスキル・専門的知見を表すものではありません。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、物価水準の高止まりにより個人消費は力強さを欠く状況が続いております。また、国際情勢の緊張が続く中、中東地域、特にイランを巡る不確実性が海外経済や金融市場に影響を及ぼしており、内外経済を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続いております。

物流業界では、生産関連貨物について、省力化やデジタル投資を背景に一部で持ち直しの動きがみられたものの、海外経済の減速や在庫調整の影響から総じて弱含みで推移しました。さらに、建設関連貨物については、住宅投資の低迷に加え、建設資材価格や人件費の高止まりなどを背景に低調な荷動きとなりました。

国際貨物輸送では、輸出は、海外経済の減速や通商政策の不透明感があるものの、総じて下げ止まりの動きがみられました。輸入は、円安や原材料価格の高騰による下押し圧力が残る中、国内需要の持ち直しもみられたものの増勢は鈍化し、前年同期並みにとどまりました。

このような環境の下、当社グループは2026年度を最終年度とする中期経営計画において、①「将来のありたい姿に向けて、利益向上を目的とした基本戦略を展開し、ステークホルダー（株主、従業員、取引先、地域社会）の期待に応えるとともに、成長投資を実行することにより、企業価値向上を図る」、②「マテリアリティの解決をはじめとしたESG経営を推進し、持続的社会の発展に貢献する」を基本方針として、取り組んでおります。

物流事業においては、横浜港流通センター（神奈川県横浜市）及び危険物マルチワークステーション・朝倉サイト（福岡県朝倉市）の本格稼働に加え、不採算事業の再構築、各種サービスに対する適正料金の収受に取り組んでおります。一方で、生産性向上や将来の成長に向けた戦略的な投資を実行したことにより、販売費及び一般管理費が増加しております。また、物流事業で保有する資産について、収益性の低下により売却を進めた結果、当該資産を帳簿価額から回収可能価額まで減額し、同額を減損損失として計上しております。引き続き経営資源の有効活用に取り組み、資本収益性の向上に努めてまいります。

海運事業では、連結子会社の豊前久保田海運株式会社においてセメント専用船の建造が完

了し、既に運航を開始しております。これにより、セメント輸送体制の一層の強化を図っております。

不動産事業では、保有資産（土地）において、新たに賃貸借契約を締結し、物流事業とのシナジー効果を得るための取組みに着手しております。

以上の結果、当期の営業収益は、401億4千8百万円と前期に比べ7億4千8百万円（1.9%）の増収となり、営業利益は8億6千8百万円と前期に比べ1億8千万円（26.3%）の増益、経常利益は9億8千1百万円と前期に比べ2億4千1百万円（32.7%）の増益となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、7億2千2百万円と前期に比べ1億4千4百万円（25.1%）の増益となりました。

当期における事業別の概況は、次のとおりです。

<物流事業>

物流事業におきましては、港湾運送事業について、アジアからの海上コンテナの取扱量は一部拠点で減少となったものの、新規航路の獲得や作業効率改善の取組みが下支えとなり、港湾運送事業の収益基盤は概ね堅調に推移しました。

国際貨物取扱業務のうち国際事業については、中央アジア向けの自動車関連貨物が、手配形態の変更により取扱いが減少したことに加え、フレキシタンクによる液体輸送関連貨物の取扱量が大幅に減少したことから、収益は減少しました。

輸出入・通関業務については、原料の輸出取扱量や資材の輸入取扱量が増加したものの、一部顧客の契約満了や2024年度に受注した大型スポット案件の反動により、収益は減少しました。

倉庫関連業務については、既存倉庫において一部で取扱量の減少がみられたものの、大型スポット案件の獲得や、2024年に稼働した2棟の新倉庫による収益改善効果が寄与し、総じて収益は増加しました。

建材等輸送業務については、建材等輸送業務のうちフェリー輸送においては、輸送需要の減少により大幅な減収となりました。一方で、セメント輸送については、取扱量の増加に加え、離島の大規模工事に伴う島内拠点間輸送業務を2024年12月より開始したことにより、収益が増加しました。また、中部地域においては輸送単価の改定により収益が増加しました。

これらの結果、物流事業の営業収益は、299億7千7百万円と前期に比べ2億4千1百万円(0.8%)の増収となり、セグメント利益は、18億1千9百万円と前期に比べ1億4百万円(6.1%)の増益となりました。

<海運事業>

海運事業におきましては、セメント船において、2025年7月、9月及び2026年2月から新たに4隻が稼働開始したことにより収益は増加しました。粉体船においては、2024年6月から1隻増船したことに加え、既存船の運航継続に伴い運賃収入が増加しました。

一般貨物船においては、内航船における定期用船の稼働増加や効率的な配船により委託貨物の取扱量が増加した一方で、内航・臨時船における土壌輸送の取扱量が減少しました。

これらの結果、海運事業の営業収益は、91億3千2百万円と前期に比べ2億9千6百万円(3.4%)の増収となりましたが、セグメント利益は、4億8千1百万円と前期に比べ2千2百万円(4.5%)の減益となりました。

<不動産事業>

不動産事業におきましては、保有資産の適正な維持管理を行いました。2024年度において新規に購入した土地の賃料収入の増加に加え、当社が所有している土地において新規賃貸契約を締結したことにより、賃料収入が増加しました。

これらの結果、不動産事業の営業収益は、7億7千7百万円と前期に比べ1億9千5百万円(33.6%)の増収となり、セグメント利益は、6億3千2百万円と前期に比べ1億6千1百万円(34.2%)の増益となりました。

<その他事業>

その他事業におきましては、植物工場のある東海地方において、出荷量の増加及び販売単価の底上げを背景に、収益は増加しました。一方で、出荷形態の変更に伴い作業工数が増加したこと等により人件費が増加したほか、栽培設備の資産購入により減価償却費等の生産関連費用が増加しました。

これらの結果、その他事業の営業収益は、2億6千万円と前期に比べ1千4百万円(6.0%)の増収となりましたが、セグメント損失は、3千4百万円と前期に比べ2千4百万円の増加となりました。

事業別の営業収益及び構成比は、次のとおりです。

| 事業別 | 営業収益 | 構成比 |
|-------|-----------|--------|
| 物流事業 | 29,977百万円 | 74.8% |
| 海運事業 | 9,132百万円 | 22.7% |
| 不動産事業 | 777百万円 | 1.9% |
| その他事業 | 260百万円 | 0.6% |
| 合計 | 40,148百万円 | 100.0% |

(2) 設備投資等の状況

当期は、セメント専用船の取得や、倉庫の改修による機能強化、貨物自動車をはじめとした輸送設備・荷役機器等の購入等を実施いたしました。

これらの総額は、43億4千万円であり、自己資金及び借入金で賄いました。

次期の主な設備投資としては、倉庫機能の強化、船舶の改修等を予定しております。

(3) 資金調達の状況

当期は、長期借入金及び短期借入金により55億9千1百万円を資金調達いたしました。

一方、長期借入金、短期借入金及び長期未払金を34億5千7百万円返済いたしました。

この結果、当社グループの連結有利子負債残高は、123億7千5百万円と前期に比べ21億3千4百万円増加いたしました。

(4) 対処すべき課題

2026年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が引き続き景気の下支えとなることが期待される一方で、物価水準の高止まりにより個人消費の回復は緩やかなものにとどまる見通しです。また、国際情勢の緊張が続く中、地政学リスクの顕在化や米国の通商政策を巡る不確実性に加え、海外経済の動向や為替変動、金融資本市場の変動が国内経済に影響を及ぼす可能性が高く、先行きは依然として不透明な状況で推移するものと予想されます。

当社グループは、「市場と顧客に選ばれる企業」となるために、中期経営計画で掲げた基本方針に則り、利益向上を目的とした基本戦略を展開し、ステークホルダー（株主、従業員、取引先、地域社会）の期待に応え、成長投資を実行することで、企業価値向上を目指します。また、マテリアリティの解決をはじめとした、ESG経営を推進し、持続的社会の発展に貢献します。

次期の数値目標については、セメントを中心とした建材需要の減少が想定されるものの、2025年度中に稼働した新造船が1年間を通して運航することや各種サービスに対する適正な運賃・料金を収受することにより、営業収益は423億8千6百万円、前期に比べ22億3千7百万円（5.6%）の増収と予想しております。営業費用は、増収に伴うコスト増加や物価上昇に伴う材料費の高騰等を見込み、販売費及び一般管理費は、生産性向上を目的としたICT投資の上昇を織り込んだ結果、営業利益は11億3千1百万円と、前期に比べ2億6千2百万円（30.2%）の増益、経常利益は11億3千万円、前期に比べ1億4千9百万円（15.2%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は8億1千4百万円と、前期に比べ9千1百万円（12.6%）の増益と予想しております。

なお、中東情勢の緊迫化等、地政学的リスクの高まりが当社業績に与える影響については、現時点で合理的に算定することが困難であるため、本業績予想には織り込んでおりません。

中期経営計画の概要は、次のとおりです。

<26中期経営計画>

1. 基本方針

- (1) 将来のありたい姿に向けて、利益向上を目的とした基本戦略を展開し、ステークホルダー（株主、従業員、取引先、地域社会）の期待に応えるとともに、成長投資を実行することにより、企業価値向上を図る。
- (2) マテリアリティの解決をはじめとしたESG経営を推進し、持続的社会の発展に貢献する。

2. 基本戦略

(1) 事業戦略

- ▶既存領域の深化（拡大事業：倉庫、フォワーディング、輸出入通関、海外）
- ▶収益基盤の維持（基盤事業：海運、コンテナターミナル、不動産）
- ▶利益の安定化（最適化事業：陸運、アグリ、その他、不採算事業）
- ▶営業部門の増強
- ▶ICT戦略の推進

(2) 組織・人材・財務戦略

- ▶組織力の強化
- ▶人的資本経営の推進
- ▶資本コストや株価を意識した経営の実現

(3) ガバナンスの強化

- ▶コンプライアンスの徹底
- ▶リスクマネジメントの強化

株主の皆様には、今後とも、当社グループに格別のご理解と、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 2022年度 第122期 | 2023年度 第123期 | 2024年度 第124期 | 2025年度 第125期(当期) |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------|
| 営 業 収 益 | 41,467百万円 | 39,746百万円 | 39,399百万円 | 40,148百万円 |
| 経 常 利 益 | 941百万円 | 152百万円 | 739百万円 | 981百万円 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 197百万円 | 317百万円 | 578百万円 | 722百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | 7.10円 | 11.36円 | 20.62円 | 25.76円 |
| 純 資 産 | 16,317百万円 | 16,983百万円 | 17,585百万円 | 18,632百万円 |
| 総 資 産 | 37,545百万円 | 38,729百万円 | 41,162百万円 | 44,110百万円 |
| 1株当たり純資産額 | 581.21円 | 603.64円 | 621.89円 | 664.94円 |

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、小数点第三位を四捨五入して表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 2022年度 第122期 | 2023年度 第123期 | 2024年度 第124期 | 2025年度 第125期(当期) |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------|
| 営 業 収 益 | 34,690百万円 | 33,928百万円 | 34,153百万円 | 34,717百万円 |
| 経 常 利 益 | 697百万円 | 484百万円 | 686百万円 | 854百万円 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) | △21百万円 | 296百万円 | 428百万円 | 606百万円 |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) | △0.77円 | 10.60円 | 15.28円 | 21.62円 |
| 純 資 産 | 14,098百万円 | 14,534百万円 | 14,881百万円 | 15,640百万円 |
| 総 資 産 | 32,913百万円 | 34,788百万円 | 37,318百万円 | 37,062百万円 |
| 1株当たり純資産額 | 505.63円 | 520.22円 | 530.16円 | 562.19円 |

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額につきましては、小数点第三位を四捨五入して表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---------------------------|-----------|---------|-----------|
| 近畿港運株式会社 | 40百万円 | 96.7% | 港湾運送業 |
| イースタンマリンシステム株式会社 | 50百万円 | 100% | 船舶貸渡業 |
| 豊前久保田海運株式会社 | 10百万円 | 100% | 内航海運業 |
| アヅマ・ロジテック株式会社 | 100百万円 | 100% | 貨物自動車運送事業 |
| 関東エアーカーゴ株式会社 | 30百万円 | 100% | 貨物自動車運送事業 |
| タンデム・ジャパン株式会社 | 50百万円 | 51.0% | 国際複合一貫輸送業 |
| 東成マリン株式会社 | 20百万円 | 100% | 船員派遣事業 |
| A Z M M A R I N E S . A . | 1,000USドル | 100% | 外航海運業 |
| 東華貨運代理(青島)有限公司 | 930万人民元 | 100% | 国際貨物輸送代理業 |

(7) 主要な事業内容

① 物流事業

| | |
|-------------|---|
| 港湾運送業 | 海運貨物の受渡、港湾荷役、船運送及び荷捌保管業務 |
| 陸上運送業 | 一般貨物自動車、大型トレーラ車、バラセメント車等による貨物の運送及びコンテナ輸送並びに引越業務 |
| 倉庫業 | 寄託貨物の倉庫における保管業務 |
| 倉庫・工場内作業請負業 | 得意先の倉庫・工場内における貨物の保管、移動、梱包及び搬出入業務 |
| 通関業 | 輸出入貨物の税関に対する通関手続代行業務 |
| 航空貨物取扱業 | 航空貨物の集貨、受渡などの取扱業務 |
| 船舶代理店業 | 内外船社の運航及び集貨の代理店業務 |
| 国際複合一貫輸送業 | 輸出入貨物の海外一貫輸送の取扱業務 |

② 海運事業

| | |
|-------|------------------------------|
| 海運業 | セメント専用船並びに一般貨物船による内航及び外航輸送業務 |
| 船員派遣業 | 旅客船の配乗業務 |

③ 不動産事業

| | |
|------|----------|
| 不動産業 | 不動産の賃貸業務 |
|------|----------|

④ その他事業

| | |
|-----------|----------------|
| 農産物生産・販売業 | 農産物の生産管理及び販売業務 |
|-----------|----------------|

(8) 主要な営業所

① 当 社

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------------|---------------|
| 本 社 | 東 京 都 中 央 区 |
| 京 浜 事 業 部 | 東 京 都 大 田 区 |
| 関 東 事 業 部 | 千 葉 県 千 葉 市 |
| 中 部 事 業 部 | 愛 知 県 名 古 屋 市 |
| 九 州 事 業 部 | 福 岡 県 北 九 州 市 |
| 海 運 事 業 部 | 東 京 都 中 央 区 |
| 東 京 陸 運 事 業 部 | 東 京 都 江 東 区 |

② 子会社

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------------------------|-----------------|
| 近 畿 港 運 株 式 会 社 | 大 阪 府 大 阪 市 |
| イースタンマリンシステム株式会社 | 大 分 県 大 分 市 |
| 豊前久保田海運株式会社 | 福 岡 県 北 九 州 市 |
| アヅマ・ロジテック株式会社 | 東 京 都 江 東 区 |
| 関東エアーカーゴ株式会社 | 埼 玉 県 さ い た ま 市 |
| タンデム・ジャパン株式会社 | 神 奈 川 県 横 浜 市 |
| 東成マリン株式会社 | 東 京 都 中 央 区 |
| A Z M M A R I N E S . A . | パナマ共和国 パナマ市 |
| 東華貨運代理(青島)有限公司 | 中華人民共和国 青 島 市 |

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減数 |
|------|---------|
| 753名 | 9名減 |

(注) 従業員数には、臨時従業員168名が含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減数 |
|------|---------|
| 572名 | 6名減 |

(注) 従業員数には、臨時従業員151名が含まれておりません。

(10) 主要な借入先

| 借入先 | 借入額 |
|-----------------------|----------|
| 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 2,727百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,125百万円 |
| 神奈川県横浜市 | 1,922百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,024百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 878百万円 |
| 株式会社山口銀行 | 794百万円 |
| 株式会社りそな銀行 | 755百万円 |

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 96,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,923,000株 (自己株式 732,683株含む)
- (3) 株 主 数 20,863名
- (4) 大 株 主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持株比率 |
|--|----------|--------|
| 太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社 | 11,100千株 | 39.38% |
| 鈴 与 建 設 株 式 会 社 | 3,800千株 | 13.48% |
| 鈴 与 株 式 会 社 | 1,000千株 | 3.55% |
| む さ し 証 券 株 式 会 社 | 781千株 | 2.77% |
| 株 式 会 社 商 船 三 井 | 580千株 | 2.06% |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 384千株 | 1.37% |
| 東 海 運 持 株 会 | 274千株 | 0.97% |
| 株 式 会 社 内 山 ア ド バ ン ス | 220千株 | 0.78% |
| 小 林 広 幸 | 132千株 | 0.47% |
| SCBHK AC LIECHTENSTEINSCHE LANDESBANK AG | 129千株 | 0.46% |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を除き、小数点第三位を四捨五入して計算しております。
2. 当社は、自己株式732,683株を保有しておりますが上記大株主から除いております。
 なお、自己株式には、株式報酬制度「役員向け株式交付信託」の信託財産として、当該信託が保有する株式369,200株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会の決議を経て、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）を対象に、株式交付信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

なお、当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

| 区 分 | 株 式 数 | 交付対象者数 |
|---------------------------|----------|--------|
| 取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く) | 50,300 株 | 1 名 |

(注) 2026年3月31日現在における役員向け株式交付信託が保有する当社株式は369,200株です。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

| 氏名 | 地位 | 担当 | 重要な兼職の状況 |
|-------|-----------|-------------------------------|--|
| 松井伸介 | 代表取締役社長 | 監査部管掌 | |
| 根津由明 | 取締役常務執行役員 | 営業戦略部、京浜事業部、 関東事業部、九州事業部担当 | |
| 永山賢一 | 取締役常務執行役員 | 経営企画部、経理部担当 | |
| 大杉秀雄 | 取締役 | | 公認会計士大杉秀雄事務所 公認会計士 |
| 吉田稔 | 取締役 | | |
| 勝海和弘 | 取締役 | | |
| 後藤重人 | 常勤監査役 | | |
| 志々目昌史 | 監査役 | | 志々目法律事務所 弁護士、 澁澤倉庫株式会社 社外取締役 (監査等委員) |
| 三塚一彦 | 監査役 | | 三塚一彦税理士事務所 税理士 |
| 前田安彦 | 監査役 | | |

- (注) 1. 取締役大杉秀雄氏、吉田稔氏及び勝海和弘氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役後藤重人氏、志々目昌史氏及び三塚一彦氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役大杉秀雄氏、吉田稔氏及び勝海和弘氏並びに監査役志々目昌史氏及び三塚一彦氏は、東京証券取引所に届け出ている独立役員であります。
4. 監査役三塚一彦氏は、税理士として、専門的な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当事業年度末日後に、次のとおり異動がありました。

| 氏名 | 会社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | | 異動年月日 |
|------|---|--|-----------|
| | 異動後 | 異動前 | |
| 根津由明 | 取締役専務執行役員 関東事業部、中部事業部、 九州事業部、 特命事項（全般）担当 | 取締役常務執行役員 営業戦略部、京浜事業部、 関東事業部、九州事業部担当 | 2026年4月1日 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を社外取締役及び監査役全員との間で締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、600万円又は法令に定める最低限度額のうちいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、役付き執行役員、会社法上の子会社取締役、監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法律違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合は填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、経営目標を達成するために、直近の業績のみならず、中長期的な成果をも重視すべきであると考えております。取締役の報酬体系並びに報酬水準を決定するにあたっては、これらを勘案し、報酬がインセンティブとして有効に機能することを決定方針としております。また、個々の報酬につきましては、役職、職責、役割に応じて報酬額を決定しております。なお、上記決定方針は、2021年2月25日の取締役会において決議しております。

社内取締役の報酬は、経営目標の達成成果を考慮し、当社従業員の給与水準を勘案したうえで報酬委員会にて決定しており、固定報酬及び株式報酬にて支給しております。固定報酬及び株式報酬の支給割合は、おおよそ9：1としております。

社外取締役の報酬は、報酬委員会の協議にて決定し、客観的な視点で経営判断を監視する観点から、固定報酬として基本報酬のみを支給しております。

監査役の報酬は、監査役の協議にて決定し、高い独立性の確保の観点から、固定報酬として基本報酬のみを支給しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会は経営目標の達成成果を考慮し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年6月28日であり、決議の内容は、取締役月額報酬総額の上限を3千万円以内（ただし、定款で定める取締役の人数は15名以内とし、使用人兼務役員の使用人給与は含まない。）、監査役年間報酬総額の上限を3.5百万円以内（定款で定める監査役の人数は4名以内とする。）とするものです。当該定時株主総会終結時点の員数は取締役（社外取締役を除く。）8名、監査役3名です。

なお、上記報酬限度額とは別枠で2019年6月27日開催の株主総会において、株式報酬制度の導入を決議しており、当社取締役（社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬の付与ポイントの上限を1事業年度あたり139,000ポイント（1ポイント＝当社株式1株とする。）以内とするものです。当該定時株主総会終結時点の員数は取締役（社外取締役を除く。）9名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役報酬を公正に決定することを目的として報酬委員会を設置しており、報酬の最終決定を同委員会に委任することとしております。

なお、同委員会において委員長を務める代表取締役社長 松井伸介（監査部管掌）、社外取締役 大杉秀雄氏、社外取締役 吉田稔氏、社外取締役 勝海和弘氏で構成され、委員の過半数を社外取締役とすることにより、客観性や報酬決定のプロセスにおける透明性及び独立性を確保しております。

④ 非金銭報酬等に関する事項

当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式交付信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

なお、2019年に設定した本株式報酬制度は2024年6月に満了したため、信託期間を5年間延長し、2029年6月まで本制度を継続しております。

本株式報酬制度の概要は、次のとおりです。

| | |
|---|--|
| ① 対象者 | 当社取締役（社外取締役を除く。） |
| ② 対象期間 | 2024年6月28日から2029年6月の定時株主総会終結の日まで |
| ③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限 | 合計金187.5百万円 |
| ④ 当社株式の取得方法 | 自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法 |
| ⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限 | 1事業年度あたり139,000ポイント （1ポイント＝当社株式1株） |
| ⑥ ポイント付与基準 | 役位等に応じたポイントを付与 |
| ⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期 | 原則として退任時 |

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|----------|----------------|-----------------|-------|------------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 株式報酬 | 左記のうち、 非金銭報酬等 | |
| 取締役 | 120,684 | 111,084 | 9,600 | 9,600 | 7 |
| 監査役 | 33,045 | 33,045 | — | — | 4 |
| (うち社外役員) | (47,667) | (47,667) | (—) | (—) | (6) |

- (注) 1. 取締役に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、すべて株式報酬です。
 2. 2025年6月27日開催の第124回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬等の額及び員数が含まれております。
 3. 上記報酬の他、2025年4月1日から2026年3月31日までの期間において、使用人兼務役員に支払った使用人給与相当額はございません。
 4. 株式報酬の交付状況は、「2.会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 社外役員の事業年度中の主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-----|---------|--|
| 取締役 | 大 杉 秀 雄 | 当期において開催された取締役会22回のうち21回に出席し、必要に応じて、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の企業財務及び会計分野についての発言を行っております。 |
| 取締役 | 吉 田 稔 | 当期において開催された取締役会22回のうち22回に出席し、必要に応じて、主に金融機関での豊富な経験を踏まえ、企業財務及び会計分野についての発言を行っております。 |
| 取締役 | 勝 海 和 弘 | 当期において開催された取締役会22回のうち22回に出席し、必要に応じて、主に他社の取締役としての経験を踏まえ、議案審議等に際し発言を行っております。 |

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-----|-------|--|
| 監査役 | 後藤重人 | 当期において開催された取締役会22回のうち22回に、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じて、豊富な業務経験と知識に基づく専門的見地から、当社の経営全般についての発言を行っております。 |
| 監査役 | 志々目昌史 | 当期において開催された取締役会22回のうち22回に、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築及び改善についての発言を行っております。 |
| 監査役 | 三塚一彦 | 当期において開催された取締役会22回のうち22回に、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じて、主に税理士としての専門的見地から、当社の企業財務及び会計分野についての発言を行っております。 |

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役大杉秀雄氏は、公認会計士として企業財務及び会計分野に関する豊富な経験を有しており、当該視点から経営全般の意思決定をサポートしていただくことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役吉田稔氏は、金融機関において企業財務及び会計分野に関する豊富な経験を有しており、当該視点から経営全般の意思決定をサポートしていただくことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役勝海和弘氏は、当社と同業界においての豊富な経験を有するほか、企業経営に携わってきた経営経験を有しており、当該視点から経営全般の意思決定をサポートしていただくことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額

43,900千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

43,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬として、当事業年度中に7,300千円支払っております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、その決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、上記場合のほか、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当し、解任することが相当と認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に召集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記の体制について、取締役会において決議しております。

当社は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令遵守を確保するため、コーポレートガバナンスと有機的に一体となった内部統制システムを以下の方針に基づき整備するものとし、既存の規程、組織及び運用方法を継続的に改善いたします。

(1) 当社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令、定款はもちろんのこと、経営理念、行動指針、社内規程をはじめ企業倫理を遵守し、自律的に管理できる企業風土を醸成するための体制を整備するものいたします。

具体的には、コンプライアンス規程、内部通報規程、コンプライアンスマニュアルに基づき、コンプライアンス委員会を中心に、計画の策定、その実施・確認、社内通報への対応、法令違反事件についての調査・是正措置及び再発防止策の実施並びにそのフォローアップ、社内教育などを行います。

また、当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、警察や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などと連携し、反社会的勢力の排除に協力いたします。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、透明で公正な事業活動を行うため、法令、定款、証券取引所規則及び社内規程に基づき、情報を適切に管理できる体制を整備するものいたします。

具体的には、取締役会規程、経営会議規程、文書管理規程、情報セキュリティ基本規程、個人情報保護規程などに基づき、文書をはじめ種々の情報を適切に取得、作成、処理、保管・保存及び廃棄いたします。

また、円滑な情報伝達のため、コンピュータシステム及びネットワークを整備・活用し、電子文書管理システムを導入するなど、情報が迅速且つ効率的に共有できる仕組みを整備していくものいたします。

さらに、当社は上場企業として、市場から信頼を得るため、東京証券取引所が定める適時開示規則及び社内にて定める情報開示基本方針に基づき、会社情報の適時・適切な開示を行うとともに、インサイダー情報についても、インサイダー情報管理規程に基づき適切に管理するものいたします。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の企業価値の最大化と継続的発展を阻害するリスクを適切にコントロールするとともに、リスクが顕在化した場合において、適切な活動をもって対応することにより、当社の被害を最小限とするため、リスク管理体制を整備するものいたします。

具体的には、リスク管理基本方針、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を推進組織として、その適切な運用を図るものといたします。

また、契約の締結にあたっては、法務担当部門が内容の審査を行うものといたします。

さらに、経理規程、災害管理規程、与信管理規程、情報セキュリティ基本規程、安全衛生管理規程などにより、個別の重大なリスクに対応するものといたします。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役による取締役会での意思決定、それに基づく職務執行及びその職務執行の監督が効率的に行われるよう、コーポレートガバナンスを適切に構築するとともに、職務執行に係る組織及び戦略に関する体制を整備するものといたします。

具体的には、意思決定については、取締役会規程及び経営会議規程に基づき、適正な手続きにより行うものといたします。また、経営会議を設置することなどで、意思決定が効率的に行われる仕組みといたします。

職務執行については、業務規程、職務権限・責任規程に基づき、本部・部・室・事業部などの組織を整備するとともに、代表取締役から各ライン、末端までの業務の委任関係について責任と権限を明確にし、職務執行が適切かつ有効に実施できる体制といたします。また、当社は、経営戦略を具体化するために、中期経営計画を策定し、それを事業年度ごとの年度計画に落とし込み、予算制度や人事制度とリンクした形で各組織に下方展開するものといたします。

各組織の職務執行については、内部監査規程に基づき、内部監査部門が、内部監査組織として監査を行うことなどにより、その適切性・有効性を確保するものといたします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における内部統制システム

当社は、当社グループ各社の自立性を尊重する中で、経営戦略を共有化し、グループの企業価値を持続的に向上できるよう、グループにおける内部統制システムを整備するものといたします。

①当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める関係会社管理規程により、子会社の財務諸表、事業報告その他の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について当社への定期的な報告を義務付けるものといたします。

また、子会社社長が出席する各種会議体などの場を利用し、情報交換を行う中でグループ経営を推進するものといたします。

②当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理委員会を開催し、子会社におけるリスクの把握及び管理に努めるものといたします。

子会社は、重大な危機が発生した場合、直ちに当社のリスク管理委員会に報告し、当社は事案に応じた支援を行うものといたします。

また、子会社は、リスク管理に係る体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するため、子会社の役職員に対してリスク管理に関する研修などを行うものといたします。

③当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、グループ経営の円滑且つ確実な推進のため当社における子会社の担当取締役及び所管部署を選任し、子会社との密接な連携のもと、必要な助言・提言を行うものいたします。

また、当社はグループ中期経営計画を策定し、子会社に展開し、グループ全体の効率的な運営を行うものいたします。

④当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社より取締役又は監査役を子会社に配置し、子会社の役職員の業務執行の状況について把握するとともに、当社の内部監査部門による内部監査を実施することにより、業務の適正を確保するものいたします。

また、子会社は、法令遵守に係る体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するため、子会社の役職員に対してコンプライアンスに関する研修などを行うものいたします。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からその職務を補助するための使用人を置くことを求められた場合、その請求の趣旨を尊重し、適切に対応するものいたします。

(7) 当社の監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助する使用人を置くものとした場合、監査役監査が適正に行われるよう、取締役からの独立性を確保するものいたします。

(8) 当社の監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役を補助する使用人を置くものとした場合、当該使用人の異動、処遇、懲戒について監査役と事前協議のうえ、実施するものいたします。

(9) 当社の監査役に報告するための体制

①当社の役職員が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

当社は、監査役監査が適時・適切な情報に基づき行われることを担保するため、必要な情報をタイムリーに監査役に対し報告できる体制を整備するものいたします。

具体的には、監査役が経営会議などの重要な会議に出席できる体制とするものいたします。

また、決裁書、重要な報告書・議事録などを監査役が回覧・閲覧する仕組みとするものいたします。

さらに、監査役が、サステナビリティ委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、危機対策本部などにオブザーバーとして出席できるものとし、会社に生じた重要な事実についても、監査役に対して迅速に報告できる体制とするものいたします。

②当社の子会社の役職員及び役職員より内部通報を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、子会社の役職員がその業務執行に関し監査役から報告を求められた場合、迅速に報告できる体制を整備するものとしています。

また、コンプライアンス委員会は、子会社の役職員からの内部通報について、監査役に迅速に報告するものとしています。

(10) 前項の内部通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、子会社の役職員が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないものとしています。

(11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条の規定に基づく費用の前払い又は償還の手続をした場合又は会計監査人・弁護士、その他の社外専門家に対して相談する場合、職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとしています。

(12) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役との情報交換を適宜行い、監査役が監査を行ううえで必要な意見、要望、提案などを提出できる体制を整備するものとしています。

具体的には、取締役会、経営会議の席上はもちろん、日常において、監査役と取締役とが適宜情報交換できる環境を整備するものとしています。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社は、コンプライアンス委員会を定例開催し、当社グループのコンプライアンスの遵守の状況を定期的に確認し、継続的な改善を図るとともに、従業員を対象にコンプライアンスに関する教育を実施し、コンプライアンスの意識の向上を図りました。

また、当社は内部通報規程により内部通報窓口を設置し、法令違反その他のコンプライアンス違反に関する通報を可能とすることによりコンプライアンスの実効性の確保を図りました。

(2) 当社の取締役の職務執行の情報の保存及び管理に対する取組み

当社は、取締役会議事録、付議書その他の職務執行に関する文書について、法令及び社内規程に基づき、情報の適切な保存、管理を行いました。

(3) リスク管理に対する取組み

当社は、リスク管理委員会を定例開催し、当社グループのリスク管理の状況を定期的に確認し、的確に対応いたしました。

(4) 当社の取締役の職務執行の適正及び職務執行が効率的に行われることに対する取組み

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月に1回以上開催し、法令、定款及び社内規程に定められた職務執行に係る重要事項を審議し、決定するとともに経営の透明性、健全性を図りました。

(5) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組み

当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社の経営を管理するとともに、当社の内部監査部門によるグループ会社の業務監査を定期的実施し、業務の適正性を確保しました。

当社は、グループ会社の経営責任者を含めた経営会議を定例開催し、経営状況の把握や重要事項の検討を行いました。

(6) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組み

当社の監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準及び内部統制システムに係る監査実施基準に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、会計監査人、内部監査部門と連携することで、監査の実効性の向上を図りました。

【備考】

百万円単位及び千円単位の記載金額並びに千株単位の株式数は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 13,190,608 | 流動負債 | 10,697,982 |
| 現金及び預金 | 5,833,125 | 営業未払金 | 4,233,952 |
| 受取手形 | 342,296 | 短期借入金 | 3,003,170 |
| 営業未収金 | 5,417,965 | リース債務 | 366,413 |
| 契約資産 | 107,550 | 未払法人税等 | 80,319 |
| 棚卸資産 | 75,352 | 契約負債 | 150,103 |
| その他 | 1,418,792 | 賞与引当金 | 439,896 |
| 貸倒引当金 | △4,474 | 環境対策引当金 | 30,140 |
| | | 損害賠償引当金 | 90,528 |
| | | その他 | 2,303,457 |
| 固定資産 | 30,919,818 | 固定負債 | 14,779,533 |
| 有形固定資産 | 24,370,111 | 長期借入金 | 8,775,226 |
| 建物及び構築物 | 10,129,514 | 長期末払金 | 500,374 |
| 機械装置及び運搬具 | 89,460 | 長期前受金 | 1,722,407 |
| 船舶 | 4,239,247 | リース債務 | 856,457 |
| 工具、器具及び備品 | 51,167 | 繰延税金負債 | 622,064 |
| 土地 | 8,810,914 | 特別修繕引当金 | 71,954 |
| リース資産 | 1,049,807 | 役員株式報酬引当金 | 32,757 |
| | | 退職給付に係る負債 | 1,005,584 |
| 無形固定資産 | 1,584,592 | 資産除去債務 | 845,575 |
| リース資産 | 62,049 | その他 | 347,130 |
| その他 | 1,522,543 | | |
| 投資その他の資産 | 4,965,114 | 負債合計 | 25,477,515 |
| 投資有価証券 | 4,452,255 | (純資産の部) | |
| 長期貸付金 | 17,080 | 株主資本 | 16,519,088 |
| 長期前払費用 | 90,718 | 資本金 | 2,294,985 |
| 繰延税金資産 | 5,492 | 資本剰余金 | 1,483,354 |
| その他 | 479,441 | 利益剰余金 | 13,096,311 |
| 貸倒引当金 | △79,873 | 自己株式 | △355,562 |
| 資産合計 | 44,110,427 | その他の包括利益累計額 | 1,980,366 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,522,755 |
| | | 為替換算調整勘定 | 200,341 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 257,269 |
| | | 非支配株主持分 | 133,456 |
| | | 純資産合計 | 18,632,911 |
| | | 負債純資産合計 | 44,110,427 |

連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------|------------|------------------|
| 営業収益 | | |
| 物流事業収益 | 29,977,087 | |
| 海運事業収益 | 9,132,443 | |
| 不動産事業収益 | 777,896 | |
| その他事業収益 | 260,946 | 40,148,374 |
| 営業費用 | | |
| 物流事業費用 | 27,218,862 | |
| 海運事業費用 | 8,206,541 | |
| 不動産事業費用 | 145,861 | |
| その他事業費用 | 276,571 | 35,847,836 |
| 営業総利益 | | |
| 物流事業総利益 | 2,758,225 | |
| 海運事業総利益 | 925,902 | |
| 不動産事業総利益 | 632,035 | |
| その他事業総利益 | △15,624 | 4,300,537 |
| 販売費及び一般管理費 | | 3,431,591 |
| 営業利益 | | 868,946 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 14,763 | |
| 受取配当金 | 143,772 | |
| 受取賃貸料 | 36,673 | |
| 助成金収入 | 10,737 | |
| 保険金収入 | 22,725 | |
| その他 | 51,742 | 280,415 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 116,033 | |
| 持分法による投資損失 | 5,757 | |
| コミットメントフィー | 3,608 | |
| シンジケートローン手数料 | 5,000 | |
| 貸倒引当金繰入額 | △4,164 | |
| その他 | 42,088 | 168,324 |
| 経常利益 | | 981,037 |

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------------|---------|----------------|
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 143,901 | |
| ゴルフ会員権売却益 | 80 | |
| 受取補償金 | 119,507 | |
| 保険金収入 | 474 | 263,963 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 6,428 | |
| リース解約損 | 5,054 | |
| 減損損失 | 131,556 | |
| 関係会社出資金評価損 | 13,703 | |
| ゴルフ会員権評価損 | 550 | |
| 関係会社事業整理損 | 1,724 | |
| 環境対策費用 | 30,140 | |
| 損害賠償金 | 91,148 | 280,306 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 964,694 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 248,779 | |
| 法人税等調整額 | △16,950 | 231,829 |
| 当期純利益 | | 732,864 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 10,028 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 722,835 |

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | |
|--------------------------|-----------|-----------|------------|----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 2,294,985 | 1,483,354 | 12,572,907 | △244,910 | 16,106,336 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △199,432 | | △199,432 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 722,835 | | 722,835 |
| 自己株式の取得 | | | | △125,400 | △125,400 |
| 自己株式の処分 | | | | 14,748 | 14,748 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | 523,403 | △110,651 | 412,752 |
| 当期末残高 | 2,294,985 | 1,483,354 | 13,096,311 | △355,562 | 16,519,088 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配 株主持分 | 純資産合計 |
|--------------------------|------------------|--------------------------------------|------------------|-------------------|-------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 1,053,446 | 150,361 | 146,735 | 1,350,542 | 128,251 | 17,585,130 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | - | | △199,432 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | - | | 722,835 |
| 自己株式の取得 | | | | - | | △125,400 |
| 自己株式の処分 | | | | - | | 14,748 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | 469,309 | 49,979 | 110,534 | 629,823 | 5,205 | 635,029 |
| 当期変動額合計 | 469,309 | 49,979 | 110,534 | 629,823 | 5,205 | 1,047,781 |
| 当期末残高 | 1,522,755 | 200,341 | 257,269 | 1,980,366 | 133,456 | 18,632,911 |

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | |
| 流動資産 | 10,320,394 |
| 現金及び預金 | 4,027,131 |
| 受取手形 | 332,544 |
| 営業未収金 | 4,753,099 |
| 契約資産 | 106,063 |
| 棚卸資産 | 65,197 |
| 前払費用 | 71,667 |
| 短期貸付金 | 203,359 |
| 未収入金 | 171,159 |
| 未収収益 | 3,216 |
| 未収還付法人税等 | 42,350 |
| 仮払金 | 50,675 |
| 立替金 | 498,495 |
| 貸倒引当金 | △4,565 |
| 固定資産 | 26,741,970 |
| 有形固定資産 | 19,749,685 |
| 建物 | 9,006,036 |
| 構築物 | 1,094,690 |
| 機械装置 | 83,665 |
| 船舶 | 11,209 |
| 車両運搬具 | 4,468 |
| 工具、器具及び備品 | 47,801 |
| 土地 | 8,810,914 |
| リース資産 | 690,899 |
| 無形固定資産 | 1,539,269 |
| 借地権 | 1,319,060 |
| 電話加入権 | 18,682 |
| ソフトウェア | 103,096 |
| 施設利用権 | 36,381 |
| リース資産 | 62,049 |
| 投資その他の資産 | 5,453,014 |
| 投資有価証券 | 3,709,376 |
| 関係会社株式 | 618,596 |
| 出資金 | 9,392 |
| 関係会社出資金 | 88,804 |
| 長期貸付金 | 689,081 |
| 長期前払費用 | 90,478 |
| 長期未収入金 | 131,386 |
| その他投資 | 238,741 |
| 貸倒引当金 | △122,843 |
| 資産合計 | 37,062,364 |

| 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|
| (負債の部) | |
| 流動負債 | 9,725,471 |
| 営業未払金 | 3,846,003 |
| 短期借入金 | 1,777,500 |
| 一年以内返済長期借入金 | 977,130 |
| リース債務 | 249,935 |
| 未払金 | 341,162 |
| 未払法人税等 | 59,535 |
| 未払消費税等 | 281,215 |
| 契約負債 | 141,408 |
| 未払費用 | 448,751 |
| 前受金 | 83,407 |
| 預り金 | 1,018,752 |
| 賞与引当金 | 380,000 |
| 環境対策引当金 | 30,140 |
| 損害賠償引当金 | 90,528 |
| 固定負債 | 11,696,000 |
| 長期借入金 | 5,908,270 |
| リース債務 | 577,032 |
| 長期未払金 | 500,099 |
| 長期前受金 | 1,722,407 |
| 長期預り保証金 | 205,624 |
| 繰延税金負債 | 554,113 |
| 特別修繕引当金 | 11,482 |
| 役員株式報酬引当金 | 32,757 |
| 退職給付引当金 | 1,211,083 |
| 資産除去債務 | 845,575 |
| その他 | 127,553 |
| 負債合計 | 21,421,471 |
| (純資産の部) | |
| 株主資本 | 14,134,302 |
| 資本金 | 2,294,985 |
| 資本剰余金 | 1,515,581 |
| 資本準備金 | 1,505,865 |
| その他資本剰余金 | 9,716 |
| 利益剰余金 | 10,679,298 |
| 利益準備金 | 300,000 |
| その他利益剰余金 | 10,379,298 |
| 配当準備積立金 | 280,000 |
| 土地圧縮積立金 | 1,313,912 |
| 固定資産圧縮積立金 | 189,362 |
| 別途積立金 | 3,900,000 |
| 繰越利益剰余金 | 4,696,024 |
| 自己株式 | △355,562 |
| 評価・換算差額等 | 1,506,589 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,506,589 |
| 純資産合計 | 15,640,892 |
| 負債純資産合計 | 37,062,364 |

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-------------------|------------|------------------|
| 営業収益 | | |
| 物流事業収益 | 24,647,272 | |
| 海運事業収益 | 9,031,084 | |
| 不動産事業収益 | 777,896 | |
| その他事業収益 | 260,946 | 34,717,199 |
| 営業費用 | | |
| 物流事業費用 | 22,388,436 | |
| 海運事業費用 | 8,210,976 | |
| 不動産事業費用 | 146,461 | |
| その他事業費用 | 276,571 | 31,022,444 |
| 営業総利益 | | |
| 物流事業総利益 | 2,258,835 | |
| 海運事業総利益 | 820,108 | |
| 不動産事業総利益 | 631,435 | |
| その他事業総利益 | △15,624 | 3,694,754 |
| 販売費及び一般管理費 | | 3,023,397 |
| 営業利益 | | 671,356 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 20,162 | |
| 受取配当金 | 197,710 | |
| 受取賃貸料 | 37,128 | |
| 助成金収入 | 9,160 | |
| 保険金収入 | 14,837 | |
| その他 | 50,101 | 329,101 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 106,466 | |
| コミットメントフィー | 3,608 | |
| シンジケートローン手数料 | 5,000 | |
| 貸倒引当金繰入額 | △564 | |
| その他 | 31,044 | 145,555 |
| 経常利益 | | 854,902 |

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|-----------------|---------|----------------|
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 119,835 | |
| 受取補償金 | 119,507 | |
| 保険金収入 | 474 | 239,817 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 5,340 | |
| リース解約損 | 4,149 | |
| 減損損失 | 131,556 | |
| 関係会社株式評価損 | 7,048 | |
| 関係会社出資金評価損 | 13,703 | |
| 関係会社事業整理損 | 12,536 | |
| 環境対策費用 | 30,140 | |
| 損害賠償金 | 91,148 | 295,624 |
| 税引前当期純利益 | | 799,095 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 264,716 | |
| 法人税等調整額 | △72,202 | 192,513 |
| 当期純利益 | | 606,581 |

株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|--------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|--------------|-------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 当期首残高 | 2,294,985 | 1,505,865 | 9,716 | 1,515,581 | 300,000 | 9,972,149 | 10,272,149 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | － | | △113,961 | △113,961 |
| 剰余金の配当 (中間配当) | | | | － | | △85,470 | △85,470 |
| 当期純利益 | | | | － | | 606,581 | 606,581 |
| 自己株式の取得 | | | | － | | | － |
| 自己株式の処分 | | | | － | | | － |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | － | | | － |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | 407,149 | 407,149 |
| 当期末残高 | 2,294,985 | 1,505,865 | 9,716 | 1,515,581 | 300,000 | 10,379,298 | 10,679,298 |

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純資産合計 |
|--------------------------|----------|------------|------------------|----------------|------------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | △244,910 | 13,837,804 | 1,044,136 | 1,044,136 | 14,881,941 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △113,961 | | － | △113,961 |
| 剰余金の配当 (中間配当) | | △85,470 | | － | △85,470 |
| 当期純利益 | | 606,581 | | － | 606,581 |
| 自己株式の取得 | △125,400 | △125,400 | | － | △125,400 |
| 自己株式の処分 | 14,748 | 14,748 | | － | 14,748 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | － | 462,453 | 462,453 | 462,453 |
| 当期変動額合計 | △110,651 | 296,497 | 462,453 | 462,453 | 758,951 |
| 当期末残高 | △355,562 | 14,134,302 | 1,506,589 | 1,506,589 | 15,640,892 |

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

| | 配当準備 積立金 | 土地圧縮 積立金 | 固定資産 圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | 合 計 |
|---------------|-------------|-------------|---------------|-----------|-------------|------------|
| 当期首残高 | 280,000 | 1,542,638 | 203,274 | 3,900,000 | 4,046,235 | 9,972,149 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △113,961 | △113,961 |
| 剰余金の配当 (中間配当) | | | | | △85,470 | △85,470 |
| 土地圧縮積立の取崩 | | △228,726 | | | 228,726 | － |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | △13,912 | | 13,912 | － |
| 当期純利益 | | | | | 606,581 | 606,581 |
| 当期変動額合計 | － | △228,726 | △13,912 | － | 649,788 | 407,149 |
| 当期末残高 | 280,000 | 1,313,912 | 189,362 | 3,900,000 | 4,696,024 | 10,379,298 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

東 海運株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻田 寛子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宇田川 顕悟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東 海運株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東 海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

東 海運株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻田 寛子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宇田川 顕悟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東 海運株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第125期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

東 海運株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 後 藤 重 人 ㊞

社 外 監 査 役 志々目 昌 史 ㊞

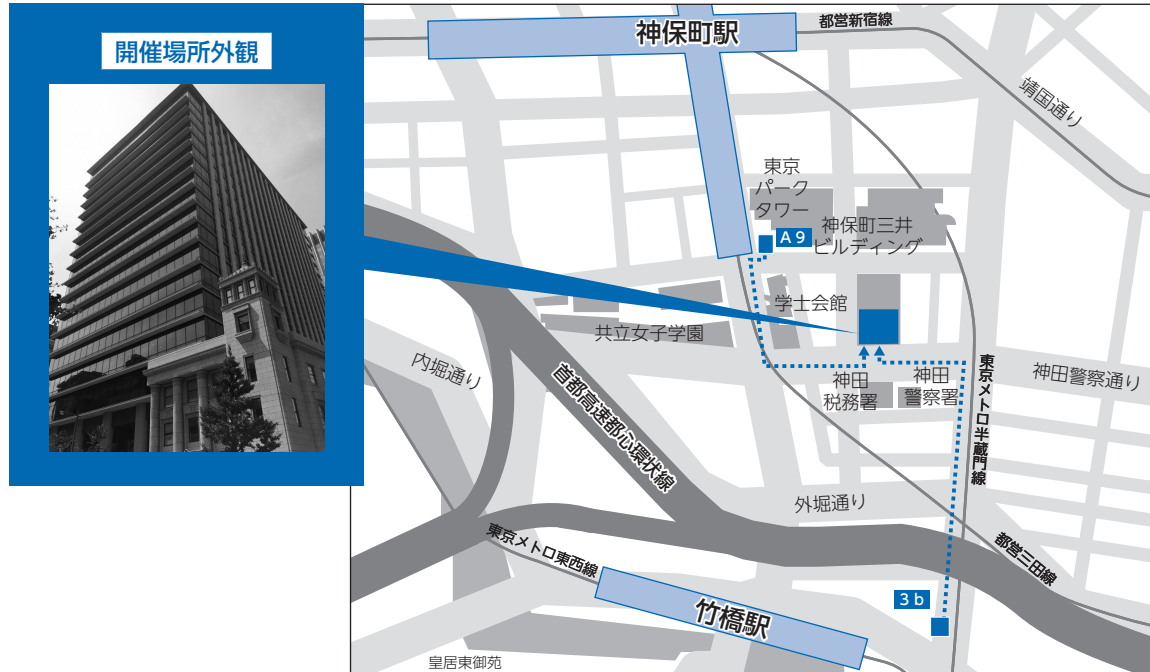
社 外 監 査 役 三 塚 一 彦 ㊞

監 査 役 前 田 安 彦 ㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
テラススクエア3階
TKPガーデンシティPREMIUM神保町
プレミアムガーデン



- 都営三田線、都営新宿線「神保町駅」 下車A9出口より徒歩2分
- 東京メトロ半蔵門線「神保町駅」 下車A9出口より徒歩2分
- 東京メトロ東西線「竹橋駅」 下車3b出口より徒歩5分

※ 駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。